税 知っ得

軽自動車税の税率が変わります。

車種や登録した時期によって税率が変わってきますので、注意が必要です。

◆問い合わせ・申請先　税務課 市民税班 ☎52－9292・香北支所 ☎52－9285・物部支所 ☎52－9288

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に課税されます。
年度の途中(４月２日以降)に取得した場合は、その年度は課税されませんが、翌年度から課税されます。
また、車両を譲渡したり、故障で車両を放置しているなど、実際には車両を使用していない場合でも、廃車の手続きがされていないものは課税されます。

軽自動車税に関する手続きは次のとおりです

車　種	届出先等	届出に必要なもの	
原動機付自転車（～125cc） 小型特殊自動車（農耕車含む）	税務課　☎52－9292 香北支所　☎52－9285 物部支所　☎52－9288	廃　車	認印・ナンバープレート
		名義変更	新所有者の認印・譲渡証明書
		盗　難	認印・警察への盗難受理番号
軽二輪（126～250cc） 軽自動車（四輪等）	(社)全国軽自動車協会連合会 高知県事務取扱所 高知市長浜3106－3 （長浜産業団地内） ☎088－842－4311(代)	廃　車	認印・検査証(届出済証) ナンバープレート(前後の２枚) 自賠責保険証
		名義変更	新旧所有者の認印 新所有者の住民票(３カ月以内) 検査証(届出済証)・自賠責保険証
二輪の小型自動車（251cc～）	高知運輸支局登録課 高知市大津乙1879番地1 ☎050－5540－2077 お電話の場合は、音声案内に従ってください。	住所変更	住民票(３カ月以内) 認印 検査証(届出済書) 自賠責保険証書

※手続き内容により必要書類・費用等が異なります。また、上記以外の書類等が必要な場合もあります。
　一度、各届出先へお問い合わせください。
※農耕作業用自動車(最高速度35㎞/h未満)を所有されている方は、登録の手続きをしてください。

軽自動車税の税率が変わります

国の自動車関係税制の見直しにより、市町村が課税する軽自動車税の標準税率が改正になることに伴い、市条例の一部を改正を行いました。改正内容等は次のとおりです。

原動機付自転車等は平成２７年度から税率が引き上げられます

車両区分	税率（年額）	
	平成２６年度まで	平成２７年度から
原動機付自転車（50cc以下）	1，000円	2，000円
原動機付自転車（50cc超90cc以下）	1，200円	2，000円
原動機付自転車（90cc超125cc以下）	1，600円	2，400円
原動機付自転車（三輪以上で５０ｃｃ以下のもの）	2，500円	3，700円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	2，400円	3，600円
二輪の小型自動車（250cc超）	4，000円	6，000円
小型特殊自動車　農耕作業用	1，600円	2，000円
小型特殊自動車　その他	4，700円	5，900円

四輪自動車等は、平成２７年４月１日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます

四輪自動車等は、登録された時期によって税率が違います。
平成２７年３月31日までに新車新規登録した車両は、次表①の税率です（現行税率）。
平成２７年４月１日以後に新車新規登録する車両は、次表②の税率です（新税率）。
ただし、初めて車両番号の指定を受けた月から１３年を経過した車両（電気自動車等を除く）については、平成２８年度から次表③の重課税率が適用されます。

軽自動車車種区分	税率（年額）		
	平成２７年３月31日までの登録車 … ①	平成２７年４月１日以後の登録車 … ②	登録後１３年超（重課税率）… ③
三輪自動車	3，100円	3，900円	4，600円
四輪乗用（自家用）	7，200円	10，800円	12，900円
四輪乗用（営業用）	5，500円	6，900円	8，200円
四輪貨物（自家用）	4，000円	5，000円	6，000円
四輪貨物（営業用）	3，000円	3，800円	4，500円